

個人再生手続説明書



この冊子は、個人再生手続のあらましを説明したものです。

裁判所では、個人再生手続申立に関する相談やアドバイスは一切行っておりません。申立をすべきがどうか分からない場合は、法律の専門家に相談してください。

なお、破産手続については、説明書が別にありますので、そちらをご覧ください。また、債権者との話し合いで解決したいと考えている方は、簡易裁判所の調停相談窓口で相談してください。

鹿児島地方裁判所

(平成27年11月6日版)

1 個人再生手続とはどういうものですか。

個人再生手続とは、将来継続的収入を得る見込みがある個人で、住宅ローン等を除く借入金など（債務）の総額が5000万円以下の人（債務者）が、借入金などの返済ができなくなる等、経済的に苦しい状況にある場合、将来の収入によって、債務を分割して返済する計画を立て、その計画を債権者の意見などを聞いた上で裁判所が認めれば、その計画に従った返済をすることによって、残りの債務が免除されるという手続です。

2 この手続には、どういう種類があるのですか。

- 1 個人事業者などの「小規模個人再生」
- 2 サラリーマンなどの「給与所得者等再生」

以上の2種類があります。いずれも個人の方のみが対象となり会社組織の方は利用できません。会社組織の方は通常の民事再生手続となります。

3 小規模個人再生とは、どういう手続ですか。

継続的にまたは反復して収入を得る見込みがあり、住宅ローン等の分を除いた借金が5000万円を超えない人が利用できます。個人事業主の方・家賃収入者・サラリーマン・公務員・パートの方なども利用が可能です。現在、無職の人などは継続的にまたは反復して収入を得る見込みがないといえます。その収入をもとに原則3年で分割弁済することを内容とする再生計画案を作成し、裁判所の認可を受けて履行することにより残債務が免除されます。

計画による弁済額は、債務総額の5分の1または100万円のいずれか多額の金額（ただし、債務総額が3000万円を超え5000万円以下の場合その10分の1の額）以上でなければなりませんし、破産の配当と比べて、計画案による弁済額の方が高くないと利用できませんので、資産はそのままにして負債だけ整理するということができないことがあります。また、原則3ヶ月に1回以上の分割払の方法によらなくてはなりません。

また、最低弁済額で計画を立てれば、債務整理が済むというわけではありません。再生計画案を作成して、債権者の書面による決議に付し、可決されなければならないからです。計画案で決議をして、過半数以上の者が反対といわなければ案は可決されたこととなります。（10名の債権者中、賛成がいなくても反対というものが4名であれば可決ということになります）*債権額についても同様の定めがあります。

そのため、上記最低弁済額で案を作成して決議に任せるのか、その決議を考慮して支払額をぎりぎりまで増加させるのかは申立人が決めることとなります。

計画案を認可できない事由とは・・・

- 1 継続的または反復的に収入を得る見込みがないとき
- 2 住宅ローン等を除いた債務額が5000万円を超えているとき
- 3 計画弁済総額が最低基準額を下回っているとき
- 4 債権者の一般の利益に反する場合（破産の配当よりも少ない場合）

4 給与所得者等再生とは、どういう手続ですか。

小規模個人再生手続の対象者のうち、給与またはこれに類する定期的な収入を得る見込みがある人で、その額の変動の幅が小さい人が利用できます。基本的には労働の対価として給料をもらっているサラリーマンの方などが利用できる手続です。

過去2年分の源泉徴収票などを参考に、この収入の変動の幅（年単位）が年間収入の5分の1以下でないと適用がありません（なお、途中で転職した人は最近の年収で計算しますので、変動の幅が大きくても可能です）。

この手続は小規模個人再生と違って債権者による決議はありません。その代わりに2年分の可処分所得と小規模個人再生手続による最低弁済額とを比べて多額の方を3年間で支払うということになります。さらに破産の配当と比べて、計画案による弁済額の方が高いと利用できません。したがって、資産はそのままにして負債だけ整理するということができないことがあります。

計画案を認可できない事由とは・・・

- 1 継続的または反復的に収入を得る見込みがないとき・計画遂行の見込みのないとき
- 2 住宅ローン等を除いた債務額が5000万円を超えているとき
- 3 計画弁済総額が最低弁済額（後記参照）を下回っているとき（可処分所得（後記参照）がこれより高い場合には、これを下回っている場合）
- 4 給与またはこれに類する定期的収入に該当しない場合またはその2年分の収入が2割以上の変動がある場合（途中転職した人は除く）
- 5 免責等を受けて7年以内に給与所得者等個人再生を申述したとき（給与所得者等個人再生の再生計画遂行・ハードシップ免責・破産免責確定）
- 6 債権者の一般の利益に反する場合（破産の配当よりも少ない場合）

5 100万円か借金の5分の1の額を払えば借金が清算できると聞いてきました

が。

あなたの借金の額や財産の状況、どの手続を選択するかによっても額が変わってきます。

債権者に対して手続上、最低限返済しなければならない金額のおよそのめやすは次のとおりです。

◇ 小規模個人再生の場合

債権者に手続上、最低限支払うべき金額（最低弁済額）は、借金などの総額（住宅ローンを除く）が

- 100万円未満の人は・・・総額全部
 - 100万から500万円までの人・・・100万円
 - 500万円を超え1500万円未満の人・・・総額の5分の1
 - 1500万円以上3000万以下・・・300万円
 - 3000万円を超え5000万円以下・・・総額の10分の1
- 以上を3年間で分割して支払うのが原則です。

小規模個人再生の場合、上記の最低弁済額さえ払えばいいというわけではありません。あなたの弁済計画案について、債権者の決議にかけます。また、保険解約金や退職金（予定金）などのあなたの資産をすべて合計して破産をした場合の対象金額を算出し、そちらの方が大きければ、更に高い金額で設定しないと認可されませんので注意が必要です。

◇ 給与所得者等再生の場合

上記の小規模個人再生の場合の金額と以下に説明する2年分の「可処分所得」とを比較し、少なくともその大きい方の金額を払わねばなりません。また、こちらも保険解約金や退職金などのあなたの資産をすべて合計して破産をした場合の対象金額を算出し、そちらの方が大きければ、更に高い金額で設定しないと認可されませんので注意が必要です。

一例一

負債額が300万円の場合

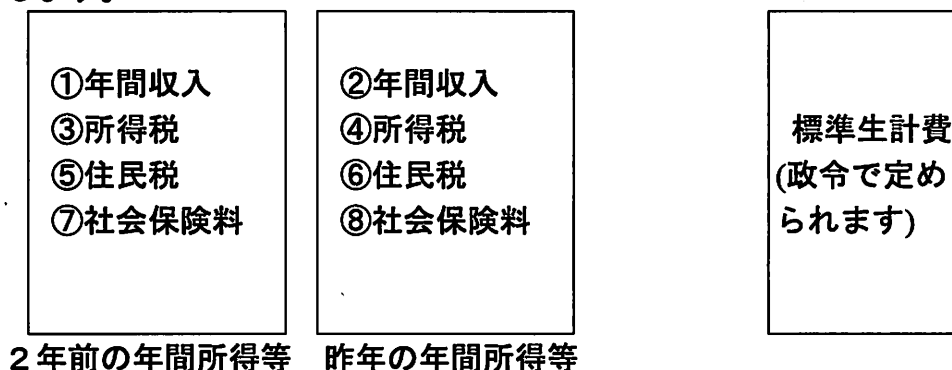
- (1) 最低基準額を算定する。小規模個人再生と同じ
100万円
- (2) 収入の変動の幅を確認します。

2年前の年間収入と昨年の年間収入を比較します（源泉徴収票や所得証明・給与明細書等で確認）。変動の幅が2割以下だとクリアです。

これは、2年前の収入の2割と昨年の収入の2割とを計算して両方ともクリアすれば結構です。

(3) 可処分所得を計算する。

2年分の収入の資料から、2年分の収入を足し、2年分の税金（所得税・住民税・社会保険料）を引きます。なお、途中転職者は最近の年収から税金などを引きます。それから標準生計費（最低限の生活を維持するのに必要な1年分の費用）を差し引き2倍します。



$$(\text{①}+\text{②}) - (\text{③}+\text{④}+\text{⑤}+\text{⑥}+\text{⑦}+\text{⑧}) = A$$

$$A/2=B$$

$$B - (\text{標準生計費}) = C$$

$C \times 2 = D$ このDが2年分の可処分所得となり、これを3年間で分割して支払うのが原則となります。

このDと(1)の金額（ここでは100万円）を比べて多額の方が、再生計画の金額となります。

これと、破産の配当と比べます。あなたの資産一覧表の資産をすべて足します。それから、滞納税金を引いて、再生計画案の金額より少なければOKです。

6 住宅貸付債権に関する特則とは、どういう手続ですか。

いわゆる住宅ローンについて、特別条項を定めることにはなりますが、手続を利用するためには、前記の小規模個人再生・給与所得者等再生を申立てる際に申出が必要です。

その申出前に、住宅ローン債権者の担当者などと協議をしてもらわなくてはなりませんので、まず、そちらの窓口で相談してください。

住宅とは個人である再生債務者が所有する建物であること、自己の居住の用に供する建物であることが必要です。店舗兼居宅の場合には、床面積が2分の1以上に相当する部分に居住していれば、適用があります。不動産に、「住宅の建設・購入・改良」の資金の貸付以外の債権について、担保権が設定されている場合は、条項を定められません。また土地だけに抵当権が設定されているというような場合は利用できません。

基本的には、住宅ローンの滞納分を3年計画等で支払えば、期限の利益を失わなかったこととして、抵当権等の実行を阻止できます。

ただし、注意してもらわなくてはならないのが原則として全体の金額（利息や元金等

等)を減額してもらえらるわけではなく、住宅ローンの返済を繰り延べできるという特則ということ。



※ 計画が通っても、約定の支払と併存して滞納分の再生計画分を月々支払うこととなります(①+②)。つまり、再生計画での毎月の支払と約定の毎月の支払額の合算額を毎月支払うこととなります。

※ 小規模個人再生や給与所得者等再生とともに利用する場合には注意が必要です。

①②の支払と併存して、再生計画案の金額を月々支払うことになるからです。

→ 住宅貸付債権については、上記のように支払いが困難であれば、10年間の期間延長(リスケジュール型)や小規模などの再生計画が終了するまで元本の一部の支払猶予の計画をたてることができます。ただし、期間延長については年齢制限があり70才を超える計画(65才の者は5年延長が限界)をたてることはできません。これ以上の条件を望む場合には、住宅ローン債権者に可能か否かを相談してみてください(199条4項)。

なお、保証会社が代位弁済した場合には、弁済日から6か月以内に申立てをしないと条項を定められません(198条)

保証会社でない個人が、弁済をし、代位によって抵当権を取得している事案では、条項を定められません。

7 具体的に、どの手続をとればいいのか教えてもらえますか。

裁判所ではあなたの状況をお聞きして、こうなりますという個々の相談には応じられません。具体的な資料が必要なこと、計画案の内容によっても結果が変わること、また裁判所は中立な立場にあることなどからです。

具体的には、弁護士や司法書士等の専門機関にご相談ください。

8 個人再生の申立てによる、生活上の制限はありますか。

破産のような職務上の制限等はなく、経済的再生を図れます。ただし、開始決定がなされると、破産と同様に官報に掲載されます。

9 個人再生の申立てをすると、もう借入はできないと聞きましたが。

開始決定を受けると倒産とみなされて、信用情報掲載の対象となり一定期間、信用供与を受けることができなくなることは考えられます。

10 申立てをするのに、どういう準備が要りますか。

再生事件は、申立人が主体となって手続を進めていく手続です。それぞれの収入や生活状況により準備する書類等は様々で、かつ、かなりの量になります。また、計画案の作成を始め、申立人が自分の責任で行わなくてはならないため、法律の専門家である弁護士や司法書士に依頼されることをお勧めします。まずはそちらでご相談ください。

相談先 鹿児島県弁護士会 (鹿児島市易居町2-3 鹿児島県弁護士会館内)
電話099-226-3765
鹿児島県司法書士会 (鹿児島市鴨池新町1-3 司調センタービル3階)
電話099-256-0335

11 仮に私が個人で申し立てることができますか。

個人再生手続は申立人が主体となって手続を進めて行かねばならず、それができなかった場合のデメリットがありますので、法律の専門家でない一般の方が一人で行うことはかなり困難だといえます。

12 手続は全部自分で進めていかなければならないのですか。

そうです。再生事件は、裁判所が主導で手続を進めてくれるわけではありません。個人で申立てをした場合は、個人再生委員という人がアドバイス等はしてくれますが、あくまであなたの責任で手続を進めてもらいます。仮に、弁護士や司法書士に依頼しないで申立てを行って、途中で裁判所が定めた期間内に必要な書類を提出できないなど、自分で遂行できないと、手続は終了してしまいますし、これまでの手間や費用が無駄になってしまいます。ま

た、あなたに破産原因があれば裁判所から破産宣告を受けることもありますから、十分に注意してください。

なお、個人再生委員とは「財産及び収入の状況の調査」「債権の評価の計算」「再生計画案の作成の補助」を任務とする機関です。

13 申立費用はどの位ですか。

個人再生手続において、裁判所に対して納める費用は以下のとおりです。（この他に各種証明書などの取得費用がかかります。）

(1) 予納金（公告費用等）

個人再生委員を選任しない場合 2万円程度

個人再生委員を選任する場合 15万円程度

評価の申立てにより、さらに費用が必要な場合があります。

(2) 印紙代 1万円（申立手続費用）

(3) 郵便切手 1000円×2

40円×2

82円×（再生債権者総数に相当する数×2+10）

10円×（再生債権者総数に相当する数×2+10）

1円×10

必要に応じて追加していただくことがあります。

なお、予納金の分納は認められません。

また、個人再生委員を選任しない場合と選任する場合とで予納金が異なるのは、個人再生委員の報酬分があるからです。申立てに際して、弁護士や司法書士に依頼していない場合は、原則として個人再生委員が選任されることになっており、弁護士や司法書士に依頼している場合であっても、事案によっては個人再生委員が選任される場合があります。

14 期間はどの位かかりますか。

ケースにもよりますが、申立てから再生計画案認可決定の確定（計画通りの返済が始まる）まで最短で約半年です。

15 他に多重債務の法的整理方法はありますか。

破産と調停があります。まず、破産は、現時点の財産を全て処分して借金等の返済に充て、それでも足りない部分については、原則として借金の支払責任を免れさせる方法（清算型）であり、調停は、財産の清算はせずに、債権者全員の同意のもと元金と法定利息分

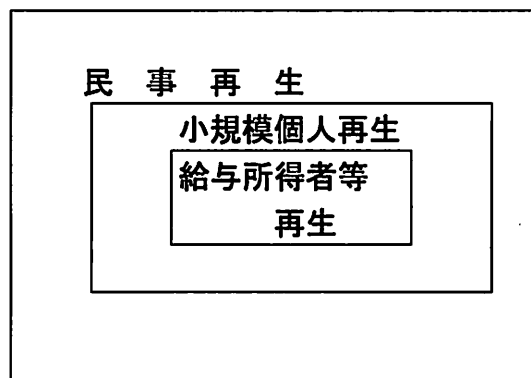
の分割払いをするという方向での解決方法で、調停委員が中立な立場で関与します。それぞれにメリットとデメリットが考えられますので、どの手続にするかは、自分で選択してください。もし、判断がつかない場合は弁護士や司法書士にご相談ください。

16 強制執行を受けている事件や訴訟になっている事件はどうなりますか。

開始決定がなされると、再生債権者は個別的な権利行使が禁止され（85条）、強制執行は中止されます。不動産の競売手続については、住宅資金特別条項の再生計画の認可の見込みがあると認めるときは申立により、相当の期間を定めて抵当権の実行としての競売手続の中止を命ずることができます。（197条）

訴訟手続は中断しません。（238条・40条の適用除外）

17 サラリーマン等は小規模個人再生と給与所得者等個人再生のどちらも選択できるのですか。



そのとおりです。個人事業主や家賃収入者などは、小規模個人再生しか利用できませんが、給与所得者などは、どちらの手続も利用できますので、どちらを選択するかを決める必要があります。

給与所得者等再生の場合は、債権者による決議はありませんが、年収によっては、小規模個人再生を利用する場合よりも月々の支払が高くなることがあります。安い方を選ぶか、また、その際その金額で債権者の決議が通るかどうかなどを検討して自分で決めて下さい。

18 手続が廃止されたり認可されなかったらどうなりますか。

そこで、再生事件は終わります。元の状態にもどるわけですが、あなたが破産状態にあ

る場合には、破産開始決定を受けることもあります。

19 再生計画が認可され確定すると今までの借金はどうなるのですか。

すべての再生債権者の権利は（手続開始前の罰金等はそのぞく）再生計画に定められた債務の減免・期限の猶予その他の権利の変更の一般的基準に従い変更されます（232条2項）。

20 計画が認可された後はどうなりますか。

認可決定が確定すると手続は終結して終わります。そこからは裁判所の手は離れますので、独力で計画を遂行することになります。

21 認可後、途中で計画通り支払えなくなった場合はどうなるのでしょうか。

債権者らからの申立てによって、再生計画案認可決定が取り消され、元々の借金などの全額を支払うという義務が復活する場合があります。ただし、病気やリストラ等で支払えなくなった場合で、以下の場合には、免責申立てができます。免責が許可されて確定した場合には、履行した部分を除き罰金等を除く債務の全部についてその責任を免れます。

免責決定の効果は、別除権者が有する担保権、再生債権者が再生債務者の保証人その他再生債務者とともに債務を負担する者に対する権利及び再生債務者以外の者が再生債権者のために提供した担保には影響を及ぼしません。

- 1 責に帰することができない事由によって計画を遂行することがきわめて困難となったこと
- 2 4分の3以上の弁済を終えていること
- 3 免責決定をすることが、債権者の一般の利益に反するものではないこと。（破産の配当と比べて）
- 4 計画の変更をすることが極めて困難であること

22 計画が認可された場合、保証人に対する影響はどうなるのでしょうか。

再生計画は、保証人その他再生債務者とともに債務を負担する者に対して有する権利及び物上保証人が提供した担保には影響を及ぼさないのが原則です（177条2項）が、住宅資金特別条項では、認可決定が確定すれば、再生債務者だけではなく、連帯保証人、連帯債務者にも特別条項どおりの効力が及びます（203条）。

23 債権者の債権額がよくわからないのですが、適当に書いても良いですか。

当該債権について、異議、評価申立てがなされた結果、評価決定において債権者の主張の金額が認められた場合には、その評価申立費用をあなたが負担することになるかもしれませんし、後日債権額について裁判を起こされ、その結果当初の予定よりも支払金額が増える可能性がありますから、自分の責任と判断で正確に記載する必要があります。難しい場合は、法律の専門家にご相談ください。

なお、住所についても、この債権者一覧表や通知をする必要があるため、正確に記載してください。

24 再生事件では情報開示義務があると聞きましたが。

本人申立ての場合は、再生事件について債権者から問い合わせがあれば、あなた自身はその債権者の要求に応じ、その資料を郵送等で送付する義務があります。この件に関しては、債権者とのトラブルも予想されますが、あなた自身で対処していただくこととなります。

弁護士や司法書士に申立てを依頼した場合は、その弁護士や司法書士の事務所を情報開示場所と指定でき、その旨債権者にも連絡できます。

もし、そういうことで不安があれば、やはり法律の専門家に依頼された方がいいでしょう。

25 評価申立費用は、債権者が負担するのですか。

そうとは限りません。評価の裁判でその費用負担者を裁判所が決めます。再生債務者負担とする裁判があれば、あなたが負担することになります。

26 罰金や税金の滞納があるのですが、計画に関係なく払わなければなりませんか。

罰金は再生債権にはなりませんが、額の減免等はできません。ただし、劣後化されますので、再生計画弁済後に支払ってもらうこととなります。つまり3年間の計画であれば、その支払いを終えて支払ってください。また、通知の必要があるので必ず債権者一覧表に記載をしてください。

滞納税金については、優先債権となり随時弁済が原則です。その支払方法については、当該税官署とご相談ください。